

島根県地域防災計画

(風水害等対策編・震災編)

修正概要版



平成31年3月

概要版について

関係機関や地域、事業所等において、島根県の災害対策を把握していただくため、「島根県地域防災計画（風水害等対策編）（震災編）」の概要をまとめました。

概要版には、各対策の主な取り組みを掲載しておりますので、詳細は本編をご覧ください。

なお、風水害対策計画、地震災害対策計画及び津波災害対策計画については、下記目次のⅡ～Ⅳに概括的にまとめ、事故災害対策計画についてはⅤにまとめました。

目 次

	ページ
I 総則	1
II 災害予防計画	2
III 災害応急対策計画	19
IV 災害復旧・復興計画	39
V 事故災害等対策計画	43
VI 卷末資料	51

I

総 則

1. 計画の目的

風水害等対策編 P1、震災編 P1

防災関係機関が全機能を有効に発揮し、相互に協力して県民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

2. 防災の基本理念及び施策の概要

風水害等対策編 P3、震災編 P3

大規模災害時における人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進する。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。

3. 地域防災計画において重点を置くべき事項

風水害等対策編 P7、震災編 P6

より厳しい事態を想定した対策を講じるため、「大規模広域災害への即応力の強化に関する事項」、「被災地への物資の円滑な供給に関する事項」、「住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項」、「被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項」、「事業者や住民等との連携に関する事項」、「津波災害対策の充実に関する事項」、「大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項」を特に重点を置くべき事項とする。

1. 浸水・波浪・高潮災害の予防

風水害等対策編 P26

多雨、集中豪雨、強風などにより河川の氾濫や海岸での高波が発生し、流域や沿岸の人家等に被害を及ぼすおそれがある。

このため、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防、海岸・護岸施設等の整備を実施する。また、災害時に住民の的確な行動が行われるよう、情報提供、警戒避難体制の充実を行う。

河川等氾濫の防止対策（風水害等対策編 P27）

■河川等重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

県は、河川等の重要な水防区域、危険箇所及び浸水被害が予想される区域等を調査し、浸水想定区域図を作成する。

市町村は災害危険性等に関する状況を把握し、洪水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

■河川等氾濫の防止施設の整備の推進

県及び市町村は、河道拡幅、築堤、遊水地及び雨水排水の整備など治水施設の整備を進めます。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

■浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の促進

市町村は、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等で迅速な避難の確保等が必要な施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めるとともに、洪水予報等の伝達方法等を定める。

波浪、高潮災害の防止対策（風水害等対策編 P28）

県及び市町村は、冬季波浪や台風等による波浪、高潮等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施する。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

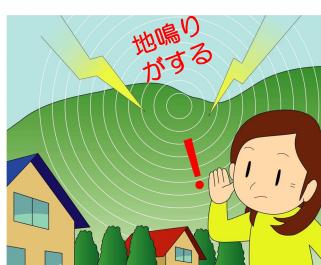
2. 土砂災害、地盤災害の予防

風水害等対策編 P29、震災編 P40

土砂災害を引き起こす誘因として、降雨、地震等がある。地域の地形、地質、自然特性及び災害特性を把握し、適正な土地利用を推進する。

土砂災害発生の危険度が高い箇所から各種砂防事業を実施するなど土砂災害対策を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。



土石流



土石流



がけ崩れ



がけ崩れ

土砂災害の前兆

土砂災害危険箇所の予防対策（地すべり、がけ崩れ、土石流）

(風水害等対策編 P30、震災編P40)

県は、危険箇所の調査、関連法令に基づく区域の指定を行い、被害を軽減する諸対策を実施する。

また、県及び市町村は、警戒体制の確立、土砂災害防止法に基づく防止対策を強化する。

【警戒体制の確立】

- ・県砂防課ホームページや市町村のハザードマップ等による情報提供

【土砂災害防止法による防止対策】

- ・市町村地域防災計画に警戒避難体制や避難訓練の実施等を規定
- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定・周知
- ・重大な土砂災害の急迫した危険が想定される場合、土砂災害の区域及び時期に関する情報提供（国土交通省⇒県、市町村）

液状化危険地域の予防対策（震災編 P43）

県及び市町村は、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布予測等の調査研究を実施し、その結果の県民への普及に努める。また、液状化防止対策の各種工法を設置主体者・設計者に対して普及させ、施設整備に反映させる。

造成地の予防対策（震災編 P44）

県及び市町村は、宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じ、造成地に発生する災害の防止を行う。また、急傾斜地崩壊危険区域等内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。（都市計画区域外の土砂災害特別警戒区域内の土地については、基準に従ったものに限って許可する。）

土地利用の適正化（震災編 P45）

県は、自然災害に関する情報収集・解析、災害強度評価調査を実施し、その結果を広く公開することにより、県民の意識を啓発する。また、国土利用計画法や土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等に基づき、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

3. 津波災害の予防

震災編 P381

県、市町村及び関係機関は、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する予報及び警報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制及び避難先・避難路等の整備に努め、津波に対する知識の普及啓発を推進する。

津波災害の対策の想定（震災編 P382）

津波災害対策の検討にあたっては、最大クラスの津波と、比較的頻度の高い一定程度の津波の二つのレベルの津波を想定する。

昭和58年 日本海中部地震による津波
隠岐の島町重柄地区



写真提供：隠岐の島町

区分	対策の基本的な考え方
最大クラスの津波	住民等の生命を守るために、避難のための防災意識の向上、避難先や避難路等の整備・確保など地域の状況に応じた対策
比較的頻度の高い一定程度の津波	人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、地域の状況に応じた対策

海岸保全事業の推進（震災編 P383）

県、市町村及び中国地方整備局は、津波浸水想定箇所を把握し、関係市町村・住民への周知に努める。また、必要に応じて海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

津波に強いまちづくり（震災編 P383）

県及び沿岸市町村は、津波災害のおそれのある区域について、自然・社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえた津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

■土地利用の適正化

県及び沿岸市町村は、津波浸水想定を設定し、当該津波浸水想定を踏まえた避難先、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に周知を図る。

沿岸市町村は、津波ハザードマップが避難に有効に活用されるよう内容を十分検討し、内容を理解してもらうよう努める。

■建築物・公共土木施設災害の予防

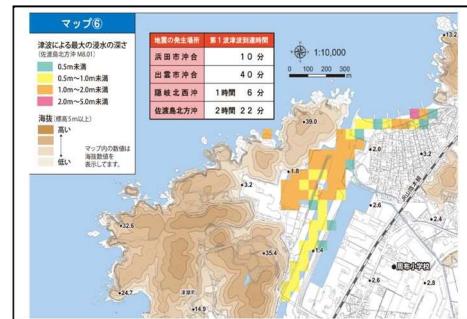
県及び沿岸市町村は、庁舎、消防署、警察署等

災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

県及び関係機関は、危険物施設等の津波による被害の拡大を防止するため、施設の安全性、耐震性の向上、自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

津波ハザードマップ

津波による浸水が想定される区域等を示した地図に、必要に応じて指定緊急避難場所などの防災情報を加えたもの



津波ハザードマップ（浜田市）

4. 建築物・公共土木施設災害の予防

風水害等対策編 P40、震災編 P46

災害発生時の応急対策活動の拠点となる建築物やライフライン施設、公共土木施設は、各施設の耐震化等安全性の促進を図り、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講ずる。

建築物の災害予防（風水害等対策編 P41、震災編 P47）

■建築物の防災体系の整備

県及び市町村は、建築物の耐震性能向上の指針策定、講習会の開催等による建築防災に関する災害予防意識の啓発を図る。また、防災上重要な建築物の耐震化や大雨・台風等に伴う浸水予防措置を施す。

■建築物の耐震化の推進

県及び市町村は防災上重要な建築物について必要に応じて耐震化等を行うほか、不特定多数の人が利用する建築物等の所有者に対する指導・助言等を行う。また、社会福祉施設の耐震化を促進する。

人的被害を防止するため、建築物の外装材、窓ガラスや屋外広告物の落下防止の措置を講ずるよう指導する。

ライフライン施設の安全化（風水害等対策編 P43、震災編 P52）

県、市町村及びライフライン事業者は、電気、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、関連する法令、基準等に基づく巡視、点検等の実施により安全性を強化するとともに、緊急時の関係機関連絡・通報及び防災活動等の自主保安体制の確立を図る。

交通施設の安全化（風水害等対策編 P56、震災編 P65）

県及び市町村は、道路施設について、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、主要市街地と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路災害対策等により、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、道路、鉄道、港湾等の各施設の管理者は、安全性に考慮した施設整備、施設点検、耐震補強、防災対策等を実施し安全性の確保を図る。

河川、砂防、治山等公共土木施設の安全化及び農林漁業施設災害の防災対策

（風水害等対策編 P60、震災編 P69）

県、市町村及び各施設管理者は、施設の定期点検及び地震直後の点検体制の整備、各法律に基づく危険区域や警戒区域の指定、対策工事の実施、水防情報システムや土砂災害予警報システム等による情報収集・提供、警戒体制の整備を推進する。

5. 危険物施設等の安全対策

震災編 P72

県及び関係機関は、危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

消防法に定める危険物施設の予防対策（震災編 P72）

県及び消防本部は、災害対応の強化を図るため、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を推進する。

高圧ガス施設、火薬類施設の予防対策（震災編 P73）

県及び消防本部は、関係法令に基づく保安検査・立入検査等により、災害に対する適正な保安管理を指導する。

また、事業所は、定期自主検査及び防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成等により自主保安体制の確立を図る。

危険物の安全管理



毒劇物取扱施設の予防対策（震災編 P74）

県・市町村は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。また、県は、立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。

6. 防災活動体制の整備

風水害等対策編 P64、震災編 P76、P389

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、災害対策本部室の施設・設備等を整備する。また、相互の連携体制及び広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

災害対策本部体制の整備（風水害等対策編 P64、震災編 P77、P390）

県、市町村及び防災関係機関は、動員計画、動員系統、動員順位、連絡方法を定めるとともに、応急活動マニュアル等による初動体制の整備、幹部職員登庁までの協議体制の整備、災害対策本部室等の整備を行う。

災害予防計画

防災中枢機能等の確保・充実（風水害等対策編 P66、震災編 P78、P391）

県、市町村、防災関係機関及び災害応急対策に係る機関は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び安全性の確保に努めるとともに、非常時の電源確保のための自家発電設備等の整備、平常時からの点検・訓練等に努める。

また、県及び市町村は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により、緊急輸送のための防災輸送拠点を整備する。

広域応援協力体制の整備（風水害等対策編 P67、震災編 P79、P391）

■国、他都道府県、市町村・消防本部等との相互協力体制の整備

県、市町村、消防本部及び関係機関は、相互応援協定を締結し、円滑な相互応援が行われるよう平常時より体制を整備しておく。

■県、市町村と自衛隊との連携体制の整備

県、市町村及び自衛隊は、平常時から連携体制の強化図るとともに、情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。また、地域防災計画に受援計画を位置付けるなど、必要な準備を整える。

■防災関係機関の連携体制の整備

遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮し、各関係機関との相互応援協定を締結する。また、県及び市町村の食料・飲料水、資機材等の調達や相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

■応援計画及び受援計画の整備

県、市町村及び防災関係機関は、応援・受援に関する連絡・要請手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制等、必要な準備を整える。

災害救助法等の運用体制の整備（風水害等対策編 P69、震災編 P81）

県及び市町村は、災害救助法の運用に際し、担当者が混乱を生じることのないよう、災害救助の基準や運用要領の習熟を図り、運用体制を整備する。

公的機関等の業務継続性の確保（震災編 P82、P393）

県、市町村及び防災関係は、地震発生時の災害応急対策や優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性を確保する。

特に、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも「重要6要素」について定めておく。

複合災害体制の整備（風水害等対策編 P70、震災編 P83、P394）

県、市町村及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えの充実を図る。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練の実施、その結果を踏まえた災害ごとの対応計画の見直し、職員の参集や合同での災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

罹災証明書の発行体制の整備（風水害等対策編 P70、震災編 P83、P394）

市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

県は、住家被害の調査担当者のための研修機会の拡充等、住家被害調査の迅速化、応援体制の強化を図る。

7. 情報管理体制の整備

風水害等対策編 P71、震災編 P84、P385

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の多種多様かつ多量の災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに県民に提供するため、島根県総合防災情報システムを活用する。

情報通信設備の整備（風水害等対策編 P72、震災編 P85）

県及び市町村は、災害情報の通信に防災行政無線（戸別受信機を含む。）を用いる。なお、設置されていない市町村においては、防災行政無線の整備に努める。

また、地域衛星通信ネットワークを利用し、防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の2重化を図る。

総合防災情報システムの運用（風水害等対策編 P74、震災編 P87）

総合防災情報システムにより、県内の各種観測情報や災害情報を収集・伝達することにより、災害情報の共有を図る。

8. 広報体制の整備

風水害等対策編 P77、震災編 P88、P387

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、県民に対する災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

県民への的確な情報伝達体制の整備（風水害等対策編 P77、震災編 P88、P387）

市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。また、通信設備障害時に備え、自主防災組織や消防団員等による情報収集・伝達等のバックアップ体制について検討する。

県は、総合防災情報システムにより、気象情報や各種観測情報を、ホームページ（しまね防災情報）を通じて一元的に提供する。

県、市町村及びライフライン関係機関等は、災害情報及び被災者に対する救援情報等が的確に広報できるよう、次の事項に留意し、体制及び施設、設備の整備を図る。

- ・視聴覚障がい者、高齢者、外国人等への配慮
- ・在宅避難者、应急仮設住宅としての賃貸住宅への避難者、広域避難者に対する情報提供の体制整備 等

県及び沿岸市町村は、沿岸住民、レジャー客、水産事業者、港湾労働者等への津波警報等の伝達手段として、防災行政無線を整備するとともに、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

報道機関等との連携体制の整備（風水害等対策編 P78、震災編 P89）

県、市町村及び各防災機関は、災害時の広報についての協定締結、放送要請の具体的な手続きの事前申し合わせを行うなど、報道機関、放送事業者及び通信事業者との連携体制を構築しておく。

9. 避難予防対策

(風水害等対策編 P80、震災編 P91、P397)

県、市町村及び防災関係機関は、災害により住民の避難を要する地域が数多く出る事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達できるように平時から体制を整備しておく必要がある。

また、市町村は、躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

避難勧告等の基準の策定（風水害等対策編 P81）

市町村は、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の意味合いや住民に求める行動の周知を図る。

洪水予報河川、それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。

また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

避難体制の整備（風水害等対策編 P84、震災編 P92、P398）

■避難計画の策定

市町村は、避難所運営マニュアルの作成など具体的な体制の整備に努める。

病院、社会福祉施設及び学校等は、市町村の避難計画を踏まえ、実態に即した避難計画を策定する。

■避難誘導体制の整備

市町村は、避難勧告等の実施基準を明確化するとともに、災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定し、住民への周知を図る。

避難指示等の伝達は、住民への周知が確実に実施できるよう、あらかじめ伝達体制を整備しておく。

また、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で、特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

(風水害等対策編 P88、震災編 P96、P403)

■指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

市町村は、法令に基づく指定緊急避難場所について、地形等の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数等の施設を指定しなければならないとされている。

指定緊急避難場所を指定及び指定を取り消した場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害予防計画

また、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

■避難先の住民への周知

市町村は、避難先、避難路等について広報紙、案内看板等の設置などにより周知徹底を図る。周知に当たっては、外国人に配慮し、やさしい日本語や外国語による多言語表記に努める。

■避難誘導標識の整備及び住民への周知

市町村は、災害種別一般図記号を使用した避難誘導標識の整備に努め、広報紙、防災マップ等により周知徹底を図る。

■社会福祉施設等における対策

県は、社会福祉施設等に対し、民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努めるとともに、介護職員等の派遣体制の整備等に努める。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

応急仮設住宅等の確保体制の整備（風水害等対策編 P91、震災編 P99、P407）

県及び市町村は、企業との連携を図り、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制を整備しておく。利用可能な公営住宅や空き家の把握に努め、迅速なあっせん体制を整備するとともに、民間住宅の借り上げの円滑化に向けた取扱い等を定めておく。

また、応急住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制を整備しておく。

10. 火災予防

震災編 P100

火災は発災時の気象条件、時刻等によっては甚大な被害をもたらすことから、県、市町村、消防本部は、地震火災による被害を少なくするため、出火防止等に万全を期する。

出火防止（震災編 P98）

県、市町村、消防本部は、ガスコンロや灯油ストーブ、電気器具等からの出火を防止するため、耐震消火装置や過熱防止機構等の普及に努める。

また、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難することなど、出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

初期消火（震災編 P99）

県、市町村、消防本部は、地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

消防力の強化（震災編 P99）

消防機関は、同時多発火災に備えた諸施設を整備するとともに、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

11. 救急・救助体制の整備

風水害等対策編 P92、震災編 P102、P408

県、市町村及び消防本部等は、救急・救助を行うために必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

救急・救助体制の整備（風水害等対策編 P92、震災編 P102、P408）

市町村は、救出作業に必要な装備・資機材の確保、関係機関への協力要請等について十分検討すると

災害予防計画

ともに、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

関係機関は、傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制を整備する。また、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

住民・自主防災組織等は、日頃から、救急・救助活動に必要な体制を検討しておくとともに、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急措置等の習得に努める。

救急・救助用資機材等の整備（風水害等対策編 P94、震災編 P104）

県、市町村、消防本部、警察、自衛隊、海上保安本部は、災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急・救助用装備・資機材、搬送に使用する車、船艇等の等の整備・点検に努める。

12. 医療体制の整備

風水害等対策編 P96、震災編 P106、P409

災害発生時において、県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

情報収集管理体制の整備（風水害等対策編 P96、震災編 P106、P410）

迅速かつ的確な医療救護対策を実施するため、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みを整備する。

医療救護体制の整備（風水害等対策編 P97、震災編 P107、P410）

被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行うため、全ての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

また、災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。

防災訓練（風水害等対策編 P97、震災編 P107、P410）

医療救護を円滑に行うため、平常時から県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施する。

13. 交通確保、規制体制の整備

風水害等対策編 P98、震災編 P108、P411

道路管理者、公安委員会・警察機関、港湾管理者及び海上保安機関は、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

交通規制の実施責任者（風水害等対策編 P99、震災編 P109）

交通規制の実施責任者は以下の通りである。

区分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣、知事、市町村長、西日本高速道路株式会社	道路法第46条
公安委員会・警察機関	公安委員会、警察署長、高速道路交通警察隊長、警察官	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条～第6条
港湾管理者	知事、市町村長	港湾法第12条第1項第4号の2
海上保安機関	港長、海上保安本部長、海上保安官	港則法第37条 海上保安庁法第18条

災害予防計画

交通規制の実施体制の整備（風水害等対策編 P100、震災編 P110）

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区分	整備方針
道路管理者	速やかに必要な規制を行う体制及び道路情報を迅速に伝達できる体制の整備
公安委員会・警察機関	交通規制計画の作成、装備資機材・交通管制施設の整備、運転者の取るべき措置の周知徹底、隣接県警察等との協力体制の確立、関係機関等との連携 等
港湾管理者及び海上保安機関	施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講すべきことを命じ、又は勧告を行う 等

緊急通行車両等の事前届出・確認（風水害等対策編 P101、震災編 P111、P411）

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者は、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出を積極的に行う。県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用について、県防災危機管理課と所要の調整を図っておく。

14. 輸送体制の整備

風水害等対策編 P103、震災編 P113、P413

県、市町村、関係機関等は、避難並びに災害応急対策及び災害救助が効率的に実施されるよう必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

輸送体制の整備方針（風水害等対策編 P103、震災編 P113、P413）

輸送の実施責任者は、災害の種別・規模、地区、輸送対象及び輸送手段ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

また、輸送事業者等との協力協定、関係機関相互の情報連絡体制、調達・輸送等に必要な情報の整理により発注方法を標準化するなど環境の整備を推進する。

輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定（風水害等対策編 P104、震災編 P114、P413）

県、市町村、関係機関等は、輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化を図る。また、輸送施設、輸送拠点及び集積拠点等の指定を行い、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

支援物資の管理・輸送等については、民間業者のノウハウや能力等を活用する。

緊急輸送道路啓開体制の整備（風水害等対策編 P105、震災編 P115、P415）

道路管理者は、道路啓開を実施する路線の選定と優先順位を定め、道路啓開体制、装備・資機材の整備を図るとともに、建設業協会や関係団体等との協力関係の強化を図る。

※道路啓開：道路上の土砂、流木等を除去し交通確保を図ること。

緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備（風水害等対策編 P106、震災編 P116、P415）

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関・団体との協力体制を確立し、港湾・漁港及び臨港道路の啓開体制の整備を図るとともに、建設業協会や関係団体等との協力関係の強化を図る。

15. 防災施設、装備等の整備

風水害等対策編 P107、震災編 P117

県は、災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点を整備するとともに、県内各地に災害用臨時ヘリポートを整備する。

広域防災拠点の管理・運営（風水害等対策編 P107、震災編 P117）

県は、大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、広域航空応援のベースキャンプ及び緊急物資、資機材等の集積配給基地となる広域防災拠点を適正に管理する。

	県東部消防学校隣接地（松江市）	県西部（浜田市）
災害時広域航空応援のベースキャンプ機能	○	—
緊急物資、資機材の集積配給基地機能	○	○

防災装備等の整備・充実（風水害等対策編 P109、震災編 P119、P394）

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等を整備・充実するとともに、保有装備等の点検・保管に万全を期し、調達先確認等の措置を講ずる。また、県、市町村（消防機関）は、防災拠点施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

16. 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

風水害等対策編 P110、震災編 P120、P416

県、市町村、関係機関等は、災害時の県民の生活を確保するため、以下の点に留意し、食料、飲料水、生活必需品、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

（風水害等対策編 P111、震災編 P121、P417）

県及び市町村は、被害想定に基づき「食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画」を策定し備蓄・調達・輸送体制を整備する。

飲料水及び給水資器材の備蓄並びに調達体制の整備

（風水害等対策編 P113、震災編 P123、P419）

県及び市町村は、被害想定に基づき「飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画」を策定し備蓄・調達・輸送体制を整備する。

また、応急給水に必要な飲料水及び給水用資器材を整備するとともに、当該資器材を有する他の機関又は業者の協力を得ておく。

燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

（風水害等対策編 P114、震災編 P124、P420）

県及び市町村は、被害想定に基づき「燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画」を策定し備蓄・調達体制を整備する。

災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

（風水害等対策編 P115、震災編 P125、P421）

防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

(風水害等対策編 P117、震災編 P127)

県及び市町村は、医療及び助産救護活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、調達及び管理体制の整備に努める。

17. 廃棄物等の処理体制の整備

風水害等対策編 P123、震災編 P133、P429

市町村、廃棄物処理関係一部事務組合及び県は、災害時における建物の浸水、流失、倒壊、焼失等による大量の廃棄物の発生、トイレが使用できることによるし尿処理の問題が生じるため、廃棄物等の処理体制の整備を図る。

廃棄物処理体制の整備 (風水害等対策編 P123、震災編 P133、P430)

市町村等は、廃棄物処理要領を習熟し必要な体制を整備するとともに、災害廃棄物の仮置き場の候補地を選定しておく。

また、地震災害により発生する災害廃棄物を迅速に処理する「災害廃棄物処理計画（震災編）」を特別計画編として策定するとともに、県及び市町村等は、災害時に迅速な収集運搬ができるよう、協力体制を整備しておく。

し尿処理体制の整備 (風水害等対策編 P124、震災編 P134、P430)

市町村等は、廃棄物処理要領を習熟し必要な体制を整備し、地震災害により発生する災害廃棄物を迅速に処理する「災害廃棄物処理計画（震災編）」を特別計画編として策定するとともに、県及び市町村等は、災害時に迅速な収集運搬ができるよう、協力体制を整備しておく。

応援協力体制の整備 (風水害等対策編 P124、震災編 P135)

県は、市町村等の廃棄物処理体制を確保するため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備する。市町村等は、市町村等間での収集運搬体制及び、応援協力体制を整備するため、処理の応援を要請する業者・団体との応援協定の締結等により体制を整備しておく。

18. 防疫・保健衛生体制の整備

風水害等対策編 P125、震災編 P136、P429

県及び市町村は、被災地域において感染症等の疾病の発生が予想されるため、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

防疫・保健衛生体制の整備 (風水害等対策編 P125、震災編 P136、P429)

県及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、県の検病調査班・市町村の防疫班の編成、防疫・保健衛生活動要領の習熟等の体制を整備しておく。

食品衛生、監視体制の整備 (風水害等対策編 P126、震災編 P137)

県及び市町村は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携強化に努める。

防疫用薬剤及び器具の備蓄 (風水害等対策編 P126、震災編 P137)

県及び市町村は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急調達に困難が予想されるものは、平常時からその確保に努める。

動物愛護管理体制の整備（風水害等対策編 P126、震災編 P137、P430）

県は、被災地における家庭動物の放逐による負傷動物や放浪動物について、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保及び管理体制の整備を図る。市町村は、家庭動物の放逐による放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受け入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

19. 消防団及び自主防災組織の育成強化

風水害等対策編 P127、震災編 P138、P431

県、市町村は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これら組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

消防団の育成強化（風水害等対策編 P127、震災編 P138、P431）

消防団を地域防災の中核団体と位置付け、育成強化を促進するため、県及び市町村は次の点に留意し、地域の実状に応じて防災体制の確立を図る。

- ・施設、設備及び装備の一層の強化、高度化、省力化
- ・女性消防団員活動の積極的促進 等



水防団、水防協力団体の育成強化

(風水害等対策編 P128、震災編 P431)

県、市町村は、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

自主防災組織の育成強化（風水害等対策編 P128、震災編 P139、P431）

県、市町村、消防本部、関係団体が協力し、住民の自主防災組織に対する関心を高める啓発活動を展開する。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成等により自主防災組織の育成強化を図る。

住民による地区の防災活動の推進（風水害等対策編 P129、震災編 P140）

地区における防災力の向上を図るために、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

20. 企業（事業所）における防災の促進

風水害等対策編 P130、震災編 P141

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を十分認識し、防災体制の整備、事業継続のための取組が求められている。

防災体制の整備（風水害等対策編 P130、震災編 P141）

県は、市町村とともに関係機関の協力体制の確立に努め、市町村は、企業が設置する自衛水防組織等の整備・充実を支援する。企業は防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入などの防災体制の整備に努める。また、要配慮者利用施設の管理者等は、非常災害に関する具体的計画を作成する。

災害予防計画

事業継続の取組の推進（風水害等対策編 P131、震災編 P142）

県及び市町村は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、事業継続に向けた取り組みを推進するとともに、職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、事業継続マネジメント構築支援等、市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

企業は、事業継続計画の策定・運用、事業継続上の取組の継続的な実施に努めるとともに、事業継続マネジメントの取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

とくに、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

事業者による地区の防災活動の推進（風水害等対策編 P131、震災編 P142）

地区における防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

21. 災害ボランティアの活動環境の整備 風水害等対策編 P133、震災編 P143

県及び市町村は、関係機関[※]と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を行うとともに、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

[※]関係機関：日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等

災害ボランティアの活動内容（風水害等対策編 P133、震災編 P143）

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活支援を目的とする一般ボランティア活動と、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティア活動のほか、これらの活動の調整を行うボランティアコーディネーターの活動がある。

災害ボランティアとの連携体制の整備（風水害等対策編 P134、震災編 P144）

県は、市町村や関係機関の協力を得て、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用に努める。

災害ボランティアの育成（風水害等対策編 P134、震災編 P144）

県及び市町村は、関係機関と連携し、活動に必要な知識についての講習や訓練の実施、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

災害ボランティアコーディネーターの育成（風水害等対策編 P134、震災編 P144）

県は、関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

災害ボランティアの普及・啓発（風水害等対策編 P134、震災編 P144）

県及び市町村は、関係機関と連携し、地域住民に対する災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

22. 防災教育

風水害等対策編 P135、震災編 P145、P426

県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

県及び市町村職員に対する防災教育（風水害等対策編 P136、震災編 P146）

県、市町村及び防災関係機関は、県及び市町村職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る。

県民に対する防災教育

（風水害等対策編 P136、震災編 P146、P433）

県、市町村及び防災関係機関は、県民に対し、家屋の耐震診断や家具の転倒防止対策、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。



学校教育における防災教育（風水害等対策編 P138、震災編 P148、P435）

県及び市町村は、防災教育を安全教育の一環として教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて計画的、組織的に行う。また、避難訓練、災害体験者の講演会、防災訓練への参加等を実施するとともに、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

事業所における防災の推進等（風水害等対策編 P139、震災編 P149）

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保等）を認識した従業員教育、防災体制整備、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の構築に努める。

県及び市町村は、こうした取り組みへの情報提供等を進めるとともに、事業継続計画策定支援や事業継続マネジメントの構築支援など防災力向上の促進を図る。

災害教訓の伝承（風水害等対策編 P139、震災編 P149）

国、県、市町村は、大規模災害に関する調査結果分析や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

23. 防災訓練

風水害等対策編 P140、震災編 P151、P436

県、市町村及び防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校や自主防災組織等の地域に關係する多様な主体と連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し災害に備える。

総合防災訓練（風水害等対策編 P140、震災編 P152）

県は、総合調整機能を確立するための訓練を実施する。各市町村は、県、防災関係機関、住民等と一体となって、初動活動訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある防災訓練を実施する。また、防災関係機関や県民は、総合訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。



シミュレーション訓練（図上訓練）（震災編 P152）

県、市町村、防災関係機関は、それぞれに定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、シミュレーション訓練による各種訓練を実施し、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにし、計画等の評価・検討を行う。

図上訓練の様子

24. 要配慮者等安全確保体制の整備

(風水害等対策編 P144、震災編 P155、P424)

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者^{*}は、本県の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。県、市町村及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

※要配慮者：高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など

避難行動要支援者等支援体制の構築（風水害等対策編 P145、震災編 P156、P425）

■避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者名簿の作成、活用に当たり必要な事項は、市町村地域防災計画に定める。

地域における要配慮者対策（風水害等対策編 P147、震災編 P158、P427）

■防災設備、物資、資機材等の整備

市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備する。また、要配慮者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、文字放送受信システムの普及等に努める。

■防災基盤の整備

県及び市町村は、要配慮者の災害対応能力及び地域における分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所のバリアフリー化に努める。また、あらかじめ福祉避難所を指定する。

■外国人対策

やさしい日本語や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレット等の作成による防災教育の実施、防災訓練参加の呼びかけなどを行う。

また、語学ボランティアの活用体制、多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記などを推進する。

社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(風水害等対策編 P148、震災編 P159、P428)

社会福祉施設や病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、施設及び周辺環境の安全性を高め、食料、飲料水、介護用品、医薬品等を備蓄するとともに、防災資機材等の整備に努め、日ごろから防災組織を整え、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施する。

25. 孤立地区対策

(風水害等対策編 P149、震災編 P160、P395)

孤立が予想される地区については、救援体制の充実を図るとともに、地区における自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

通信手段の確保（風水害等対策編 P149、震災編 P160）

市町村は、災害時優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。また、民間の協力員や消防団員等人力による情報収集・伝達等のバックアップ体制を整える。

物資供給、救助体制の確立（風水害等対策編 P150、震災編 P161）

県、市町村は、住民救出や物資の適切な供給のため、負傷者の有無、孤立地区内的人数、要配慮者の有無、備蓄状況等伝達項目をあらかじめ整理・共有するよう努めるとともに、ヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

孤立に強い地区づくり（風水害等対策編 P150、震災編 P161）

■備蓄の整備・拡充

市町村は、孤立の可能性がある地区において、食料、飲料水、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

■避難体制の強化

防災マップの作成・配布などにより危険箇所、避難先を周知徹底する。

道路寸断への対応（風水害等対策編 P150、震災編 P161）

道路管理者は、緊急輸送道路について、広域的な視点で優先順位が高いところから整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

また、迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確な道路被害情報の収集・情報提供を行う。

26. 調査研究

震災編 P162

県、市町村及び防災関係機関においては、地震被害とその対策のあり方について、総合的、科学的な調査・研究が必要である。また、市町村においては、各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

震災対策調査研究の推進（震災編 P162）

県では、島根県地震被害想定調査（H22～H24年度）を実施し、9つの想定地震に対する被害予測を行った。被害想定は、社会的条件の変化等により内容の更新が必要となるため、必要に応じ想定項目の追加、見直しを図る。

地域危険度調査研究の促進（震災編 P163）

市町村は、防災アセスメントを実施し、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベルでのきめ細かな地区別防災カルテ等の作成を積極的に推進する。

III

災害応急対策計画

1. 応急活動体制

(風水害等対策編 P152、震災編 P165、P439)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町村、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、県にあっては、県災害対策本部、県現地災害対策本部の設置、市町村にあっては、市町村災害対策本部、市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県の応急活動体制

(風水害等対策編 P153、震災編 P166、P440)

■災害時の県の役割

県は、広域的な防災活動の総合調整、市町村の防災活動の支援のほか、県が管轄する施設や災害危険箇所等の災害対策及び自衛隊災害派遣要請、広域応援要請等の県本来の防災業務を遂行する。

■災害体制の決定、動員及び本部等の運営

災害に応じた体制を決定し、災害対策活動を実施する。

■防災ヘリの活用

県防災ヘリを活用した効果的な救援体制の確立に努めるとともに、自衛隊、海上保安本部、他都道府県等と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運用体制を確立する。



島根県防災ヘリコプター

市町村の応急活動体制の確立

(風水害等対策編 P171、震災編 P186、P449)

■応急活動体制

市町村は、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。

また、職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、保有する情報・連絡手段を活用して関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

■消防組織の活動体制

消防機関及び消防団は、災害発生直後の人命救出活動等において、率先して地域住民の救助活動等に協力できる初動体制を確立するとともに、医療機関、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、的確な救助・救急活動体制を確立する。

また、消火活動については、時間経過による火災状況に応じた部隊の投入、優先活動の実施など柔軟な対応ができる体制を確立する。

防災関係機関等の応急活動体制の確立 (風水害等対策編 P172、震災編 P187)

■防災関係機関

防災関係機関は、各々の防災業務計画に定めた応急活動体制を迅速に確立する。

また、その他の公共的団体、防災上の重要施設の管理者等は、各々の組織ごとにあらかじめ定めた方法により応急活動を確立する。

■公共的団体・組織等

災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織に依拠する必要があるが、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜これらの団体・組織間で相互に連携して活動体制を確立することに努める。

2. 災害情報の収集・伝達

風水害等対策編 P173、震災編 P188、P454

県、市町村及び防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達体制の確立にあたり、保有する情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じて新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

情報管理体制の確立（風水害等対策編 P174、震災編 P189）

県、市町村及び防災関係機関は、総合防災情報システム、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、漁業無線、電話（一般加入、携帯）等の通常の通信手段を利用するほか、必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の無線通信施設等を利用し、災害応急対策活動を円滑に遂行する。

■県の情報管理体制の確立

県内市町村等は、一斉司令システムや総合防災情報システムなどにより警報等の伝達、被害報告、各種防災対策情報を伝達するため、これら通信機器等の運用体制を確立する。

■非常通信

災害時の通信連絡等の緊急を要するときは、関係機関の所有する有線通信設備を利用できる。利用できないときは、他機関の無線通信施設に協力を求めることができる。

■市町村の情報管理体制の確立

市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とし、一般加入電話、CATV等の各種通信手段を組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する

地震・津波・気象等情報の収集・伝達（風水害等対策編 P177、震災編 P192、P455）

県、市町村、防災関係機関が、災害対策の初動対応及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、気象等情報などに関する情報の収集及び伝達に関して、必要な伝達経路等を定めている。

被害情報等の収集・伝達（風水害等対策編 P185、震災編 P198、P459）

■被害情報の収集・把握

島根県総合防災情報システムの活用を基本とし、市町村、消防本部、防災関係機関等から電話、FAX等により情報収集する。また、必要に応じて防災ヘリコプター等による上空からの偵察等を行う。

■災害状況の通報及び被害状況報告

県は、市町村等からの情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

通報・報告事項等	
関係機関	災害の原因、災害発生日時、災害発生場所・地域、災害の程度、応急措置の概要、復旧状況、今後の措置方針、災害対策本部設置の有無、その他
市町村から 県への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害（行方不明者含む）、建築物の被害等の情報 ・可能な範囲で現場写真などの画像資料を添付等
市町村から 国への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・県に報告できない場合等 ・震度5強以上の地震を記録した場合、第一報を消防庁に対しても報告等
県から国への 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡

3. 災害広報

風水害等対策編 P200、震災編 P211、P462

県、市町村、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使し、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

県による災害広報の実施（風水害等対策編 P200、震災編 P211、P462）

県は、報道機関、市町村広報組織等との協力体制を確立する。

■広報の内容

県は、警報等の気象情報、被害発生状況（ライフラインの被災状況等）、応急復旧状況や支援の受入に関する情報など時系列に対応した災害広報を実施する。

■広報の方法

県は、一般広報（ラジオ、テレビ、広報紙、インターネット等）、緊急広報等を活用して実施する。

市町村による災害広報の実施（風水害等対策編 P203、震災編 P214、P465）

市町村は、市町村が保有する媒体を活用して災害広報を実施し、被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対して広報の協力を要請する。

■広報の方法

市町村が保有する広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者や高齢者、外国人等への配慮、避難所等での紙媒体での情報提供など適切な情報提供に努める。

関係機関等による災害広報の実施（風水害等対策編 P204、震災編 P215）

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に要請して広報を依頼する。

住民等からの問い合わせに対する対応（風水害等対策編 P205、震災編 P216、P466）

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

4. 広域応援体制

風水害等対策編 P206、震災編 P217、P450

各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実する。

また、県、市町村は災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

県における広域応援体制（風水害等対策編 P206、震災編 P217、P450）

■応援の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県、国に対して応援を求め、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求める。

応援の受け入れを決定した場合、受け入れルート、応援活動の拠点となる施設、宿泊場所等の受入体制を整備し、必要があれば協議する。

また、県は国と連携し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システム・災害マネジメント総括支援員制度に基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実

災害応急対策計画

施に努めるものとする。

■職員の派遣又は派遣斡旋の要請

災害対策基本法、地方自治法、協定に基づき職員の派遣又は派遣斡旋を要請する。

市町村・消防における相互応援協力（風水害等対策編 P210、震災編 P221、P451）

隣接及び同一ブロック内の市町村は、応急措置について相互に応援協力をを行う。

なお、大規模な災害の場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、市町村内に所在する県、指定地方行政機関の出先機関等は、市町村が実施する応急措置について応援協力をを行い、消防においては、協定に基づき応援を要請する。

市町村における広域応援体制（風水害等対策編 P210、震災編 P222、P451）

被災市町村は、災害対策基本法に基づき、他の市町村に対し応援を求め、応援を求められた市町村は、応援を行う。

緊急消防援助隊による応援（風水害等対策編 P211、震災編 P222、P452）

県及び市町村は、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

■応援要請

災害地市町村長は、必要と判断したときは、直ちに知事に応援が必要である旨を連絡する。知事は、連絡を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に対して要請を行う。



東日本大震災における
島根県緊急消防援助隊による応援

5. 自衛隊の災害派遣体制

風水害等対策編 P213、震災編 P225、P453

被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊災害派遣を要請し、その受入体制を整える。

自衛隊の災害派遣の3原則

- [公共性の原則] 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- [緊急性の原則] 差し迫った必要性があること。
- [非代替性の原則] 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

自衛隊の災害派遣要請（撤収）の方法（風水害等対策編 P213、震災編 P225）

自衛隊の派遣要請は、知事が自己の判断又は市町村長の派遣要請の要求により行う。

自衛隊の災害派遣活動（風水害等対策編 P216、震災編 P228）

災害派遣部隊の活動内容は、おおむね以下のとおり。

被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、
水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、
応急医療・防疫等の支援、人員及び物資の緊急輸送、
炊飯及び給水、救助物資の無償貸付又は譲与、
危険物の保安及び除去 等



自衛隊の災害派遣
(出典：財団法人消防科学総合センター)

災害応急対策計画

自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等（風水害等対策編 P217、震災編 P229）

県及び市町村は、災害派遣部隊の宿泊施設・野営施設を準備し、他の災害救助・復旧機関等と重複しないよう作業分担に配慮する。

また、使用資器材の準備、ヘリコプター発着場の選定などの体制を整えておく。

6. 海上保安庁への応援協力要請

風水害等対策編 P222、震災編 P234、P453

県は、海上保安庁が所有する巡視船艇や航空機による救援活動の効率的かつ迅速な救援協力要請を行うことができるよう、救援協力要請要領及び受入れ体制を整える。

救援協力要請の方法（風水害等対策編 P232、震災編 P234）

要請理由、救援活動を必要とする期間、区域及び活動内容等を記載した文書により要請する。救援活動の内容は以下のとおり。

- 被害状況等の調査及び情報収集、避難勧告、避難者の誘導、陸上孤立者の救助
- 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員・物資の輸送
- その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

7. 災害救助法の適用

風水害等対策編 P223、震災編 P235

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施するが、救助を迅速に行うため、救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任している。

災害救助法による救助は、災害救助法適用基準に基づき判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合、災害救助法の適用手続を行う。

8. 避難活動

風水害等対策編 P232、震災編 P244、P467

避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる。特に市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる。

要避難状況の早期把握・判断（風水害等対策編 P233、震災編 P245、P468）

市町村等避難措置実施者は、避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市町村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

避難勧告等の実施（風水害等対策編 P234、震災編 P246、P468）

■避難の勧告等の基準と区分

避難措置はおおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

区分	区分の意味
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、その地域の住民が「勧告」を尊重することを期待して、事前に避難のための立退きを勧め又は促し、避難させる。
避難指示（緊急）	災害の兆候が直前に把握されるなど、著しく危険が迫っていると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。

災害応急対策計画

	なお、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強い。
屋内安全確保	避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内安全確保を指示することができる。

■市町村の実施する避難措置

避難勧告等を行う場合は、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、避難すべき理由、避難経路及び避難先等について避難者への徹底に努める。

また、避難措置の実施に関し、避難の伝達方法、地域ごとの避難先及び避難方法等を「市町村地域防災計画」に定めておく。

■県の実施する避難措置

重要水防区域及び地すべり防止区域等における立退きについての指導又は指示等を行うとともに、市町村の避難勧告等の状況を把握し、一般住民等に対して広報を行う。また、時機を失すことなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

■病院・社会福祉施設等における避難措置

管理者は、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

警戒区域の設定（風水害等対策編 P239、震災編 P251）

市町村長等は、災害対策基本法等に基づき、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるととき警戒区域を設定する。警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

避難勧告等の伝達（風水害等対策編 P240、震災編 P252、P471）

市町村長は、あらかじめ定められた伝達系統及び要領に従い、また、災害状況に応じた最も迅速で確実、効果的な伝達手法により、危険地域の住民に周知・徹底を図る。



避難の誘導等（風水害等対策編 P241、震災編 P253、P472）

■地域における避難誘導等

市町村は、警察や自主防災組織等の協力を得て、避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導の実施に努める。その際、水害と土砂災害等複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の状況に応じた避難誘導を行う。

指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営（風水害等対策編 P243、震災編 P255、P474）

■避難所の開設

市町村は、災害のため避難しなければならない者を、一時的に受け入れし保護するための指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

指定緊急避難場所及び指定避難所の他、必要に応じて他の施設も災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。また、要配慮者に配慮した多様な避難所の確保に努める。

必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者への負担に配慮しつつ、自治的組織が主体的に関与する運営に早期移行できるよう支援する。

■開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

市町村等は、避難所運営ルールの徹底、男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備、巡回健康相談、心のケア等の保健・衛生対策等に留意する。

また、県及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。

広域一時滞在（風水害等対策編 P246、震災編 P258、P477）

被災市町村は、災害の規模や避難の長期化等にかんがみ、広域的な避難等が必要であると判断した場合、県、他市町村と協議を行う。

また、市町村は、他市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

9. 消防活動

風水害等対策編 P248、震災編 P259

市町村、消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う。消防本部は、現有の消防力の総力をあげ、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

県による情報収集、指示等（風水害等対策編 P249、震災編 P260）

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システムの画像情報を活用する。また、火災発生後は、放送機関に要請し、あらゆる火源の即時消火について県民への周知・徹底を図る。

市町村・消防本部等による消防活動（風水害等対策編 P249、震災編 P260）

■市町村・消防本部等による消防活動

消防本部は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行う。同時多発火災においては、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動、重要かつ危険度の高い地域や消火可能地域を優先に消防活動を行う。

■消防団による消火活動

消防団は単独又は消防本部と協力し消火活動を行うほか、消防本部による救急・救助活動の補佐、避難勧告等を住民へ伝達し関係機関と連絡をとりながら避難誘導を行う。

他の消防本部に対する応援要請（風水害等対策編 P251、震災編 P262）

被災市町村長は、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、知事は、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、県内の市町村長又は消防長に応援出動の指示を行い、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めたときは、緊急消防援助隊等を要請する。

10. 救急・救助活動

風水害等対策編 P252、震災編 P263、P478

各関係機関は、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施するため、密接な連携の下に必要な措置を講じる。

救急・救助活動（風水害等対策編 P253、震災編 P264、P479）

■市町村・関係機関等による救急・救助活動

関係機関	活動項目・内容
市町村（消防機関を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・救急・救助活動 ・救急搬送（緊急性・重症度に応じ振り分け、救命処置を要する者を優先 等） ・傷病者多数発生時の活動（現場救護所の設置、関係機関との連絡を密にした効果的な活動 等）
警察	・被災者の救出救助
海上保安機関	・沿岸において遭難した人等の捜索、救助
自衛隊	・必要に応じ、又は知事等の要請に基づく救出活動
消防庁	・緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援
国土交通省、高速道路会社、県及び市町村	・高速道路サービスエリア、道の駅等を救急・救助活動等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援

警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。

救急・救助用資機材等の確保（風水害等対策編 P254、震災編 P265）

県、市町村、消防本部等は、初期における救急・救助活動においては、原則として各関係機関において整備・保有している資機材等を活用するが、不足を生じた場合は、他の関係機関又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

11. 医療救護

風水害等対策編 P255、震災編 P266、P480

県は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。

県、市町村、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も早い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

医療救護活動（風水害等対策編 P256、震災編 P267、P480）

市町村長は必要に応じて救護所等を設置し医療救護を行う。

災害の種類及び程度により、市町村では対応が困難な場合、郡市医師会医療救護班、県、関係機関に協力を要請する。

■活動体制の確立

県は、必要に応じ、県災害対策本部に県DMAT調整本部及びDPAT調整本部を設置し統括DMAT及び本部長を配置するとともに、適時、県医療救護班調整部を設置する。

■情報収集・伝達

広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の



島根県ドクターヘリによる救急搬送

災害応急対策計画

共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

■ DMATの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。

■ 医療救護所における活動

市町村は、必要に応じて、医療救護所を設置し、住民に周知する。また、単独の市町村による対応が困難な場合は、地域災害医療対策会議に支援を要請する。

■ 医療救護班の派遣・活動

地域災害医療対策会議は、市町村から支援の要請があった場合、又は管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

■ DPATの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県立こころの医療センターに対し、DPAT先遣隊の派遣要請を行う。

助産救護活動（風水害等対策編 P257、震災編 P268、P482）

市町村は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。

医薬品・医療用資器材等の調達（風水害等対策編 P259、震災編 P270）

県は、市町村からの要請があった場合、取扱業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達し、緊急輸送する。

また、血液センター等における輸血用血液製剤の備蓄状況を把握し、血液供給の万全を図る。

傷病者等の搬送（風水害等対策編 P259、震災編 P270、P482）

関係機関においてEMISを活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を要求し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

特別に配慮を要する患者への対応（風水害等対策編 P259、震災編 P270、P482）

■透析患者等への医療対応

県及び市町村は、透析医療機関の被災況等情報を収集し、医療機関等からの問い合わせに對応できる体制をとるとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気等の供給・復旧について関係機関と調整する。

■在宅難病患者への対応

県は、平常時から難病患者の特性に配慮した災害時個別支援計画の策定に協力し、市町村、医療機関等との連携により後方医療機関へ搬送する。

12. 警備活動

風水害等対策編 P261、震災編 P272、P483

災害時には、警察本部は、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

災害警備体制の確立（風水害等対策編 P261、震災編 P272、P483）

警察本部は、島根県警察災害警備計画に基づき、職員の参集・招集、警備部隊の編成及び運用を行う。

災害応急対策計画

災害警備措置（風水害等対策編 P262、震災編 P273、P483）

■災害情報の収集

警察本部は、被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備活動を的確に推進するため、被害状況、死傷者・行方不明者等の状況、被災地等の治安状況などの情報収集を行う。

■避難誘導

被害状況に応じて、避難場所や避難路の利用可否を総合的に判断し、関係機関等に必要な指示・連絡を行う。

■救出救助活動等

被害状況に基づき、部隊の編成を行うとともに、被災状況を踏まえ各部隊の担当区域を決定し救出活動を行う。

■緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通規制の実施等により緊急通行路を確保する。

■検視及び身元確認

警察本部は、市町村等と協力し、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

■社会秩序の維持

被災後の無人化した住宅街、商店街等の治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、巡回連絡や巡回相談、各種パトロールを行う。また、被災地において発生が予想される各種犯罪の取締りを重点的に行う。

13. 交通確保・規制

風水害等対策編 P266、震災編 P277

道路管理者は、災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

交通規制の実施（風水害等対策編 P267、震災編 P278）

道路管理者、警察機関等は、交通規制を実施した場合、適当な回路を指定し、一般交通にできる限り支障のないよう努め、規制の標識を設置し、関係機関及び一般住民に周知する。

また、道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。

緊急通行車両の確認等（風水害等対策編 P270、震災編 P281、P488）

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、通行を確保する必要がある車両の使用者は緊急通行車両確認証明書の申請を行い、公安委員会が交通規制の対象から除外する車両の使用者は規制除外車両確認証明書の申請を行う。交付を受けた確認標章は当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

発見者等の通報と運転者のとるべき措置（風水害等対策編 P273、震災編 P284）

災害時に道路等交通施設の危険な状況等を発見した者は、速やかに市町村長又は警察官に通報する。

また、道路の通行禁止等が行われた場合、運転者は、緊急車両の通行の妨害にならない方法により駐車するなどの措置をとる。

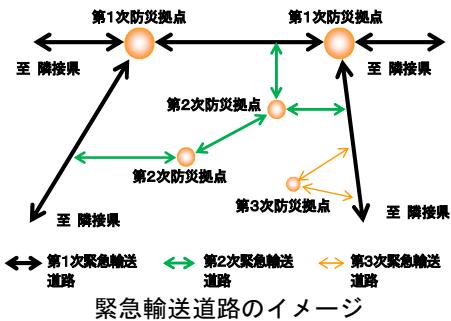
災害応急対策計画

道路啓開（風水害等対策編 P274、震災編 P285、P489）

各道路管理者等は、緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた路線について、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

■道路啓開作業の実施

道路管理者は、あらかじめ整備する資機材及び協定の締結等より確保した人員・資機材等を活用し、道路啓開を的確かつ迅速に行う。道路啓開にあたっては、関係機関が有機的かつ迅速な協力体制をもって啓開作業を実施する。



港湾及び漁港啓開（風水害等対策編 P275、震災編 P286、P490）

県及び市町村は、輸送拠点に指定された港湾及び漁港についての情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

14. 緊急輸送

風水害等対策編 P276、震災編 P287、P491

県、市町村、防災関係機関及び運送事業者等は、避難及び救出、救助等の応急対策の実施に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うため、輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送に必要な措置を講じる。

緊急輸送の実施（風水害等対策編 P276、震災編 P287、P491）

■緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
【第1段階】 避難救援期	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助に要する人員・物資 ・災害拡大防止のための人員、物資 等
【第2段階】 事態安定期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記第1段階の続行 ・食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 等
【第3段階】 復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記第2段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

緊急輸送手段等の確保（風水害等対策編 P277、震災編 P288、P491）

緊急輸送は、自動車、鉄道、船舶、航空機等最も適切な手段を用いる。なお、輸送手段の確保が著しく困難な場合、県は中国運輸局による輸送命令の要請、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、輸送手段、輸送人員等を確保する。

緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保（風水害等対策編 P279、震災編 P290、P493）

各道路管理者は、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うため、最も適当な緊急輸送道路や回路を選定し確保する。

また、県、市町村及び防災関係機関は、重要な防災拠点や各種輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

15. 水防

風水害等対策編 P282、震災編 P293

県及び市町村、消防本部等は、風水害時における水防体制を確立し、消防（兼任水防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て水防活動を実施する。

また、地震後の河川、護岸、ダム、ため池等施設の損壊、地盤沈下による浸水被害拡大防止のための措置を講じる。

水防体制の確立（風水害等対策編 P282、震災編 P293）

県及び市町村は、河川・海岸施設被害の拡大防止及び応急復旧措置を図るため、水防組織を「島根県水防計画」に定めた方法により確立する。

河川出水・浸水被害の拡大防止（風水害等対策編 P282、震災編 P293）

各水防組織は、浸水被害が生じ、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

また、河川、ため池等の管理者は地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、必要に応じて対策を講じる。

高潮被害の拡大防止（風水害等対策編 P283）

各水防組織は、波浪、高潮等による被害の発生、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

16. 土砂災害対策

風水害等対策編 P285、震災編 P294

県及び市町村、関係機関等は、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立する。

また、豪雨・地震による急傾斜地崩壊防止等施設等の損壊による土砂災害への警戒活動を実施し、土砂災害による被害の拡大防止のための措置を講じる。

土砂災害防止体制の確立（風水害等対策編 P285）

県及び市町村は、気象情報、土砂災害の前兆現象等の早期把握に努め、気象警報等の発表により被害の拡大防止対策に着手する。

危険箇所周辺の警戒監視・通報（風水害等対策編 P285）

県及び市町村は、土砂災害発生の兆候が把握された場合、警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努めるとともに、土砂災害が発生した場合、その被害実態の早期把握に努める。

土砂災害等による被害の拡大防止（風水害等対策編 P286、震災編 P294）

県及び市町村は、土砂災害の発生が予想される場合、住民、関係者等に対し早期に注意を喚起し、警戒避難等の指示、伝達を行う。市町村は、土砂災害の危険が解消されない場合、危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じて避難措置を実施する。

土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報（風水害等対策編 P286、震災編 P295）

国及び県は、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、緊急調査を行い、市町村が適切に住民に避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

17. 施設等の応急対策

風水害等対策編 P287、震災編 P296、P518

応急対策活動上重要な社会公共施設を始め、ライフライン施設、交通施設、河川施設等その他の公共施設について、施設管理者と県、市町村及び防災関係機関は、相互の連携を図り、迅速な応急対策を実施するとともに、二次被害防止施策を講じる。

社会公共施設の応急対策（震災編 P297）

県の各施設所管課及び施設管理者は、災害発生後の被害状況を速やかに把握し、それらに対応した応急対策計画を策定し、実施する。



倒壊の危険がある住宅と応急危険度判定結果
(出典：(一財)消防科学総合センター)

建築物の応急対策（震災編 P297、P518）

県及び市町村は、応急対策実施体制を整備し、防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災により機能上支障が生じた場合等は、速やかに応急補修を行う。また、二次災害の発生を防止し、住民の安全の確保を図るために応急危険度判定を実施する。応急危険度判定士の派遣にあたっては、(一社)島根県建築士会に召集についての協力を要請する。

宅地の応急対策（震災編 P299）

市町村は、災害発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、必要と認めた場合は危険度判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図り、危険度判定を実施する。

危険物施設等の応急対策（震災編 P299）

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏洩等により、大きな被害を与えるおそれがあることから、被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、県、消防本部、防災関係機関、関係事業者は相互に協力し、被害を軽減するための対策を確立する。

ライフライン施設の応急復旧（風水害等対策編 P287、震災編 P302、P521）

関係機関は、相互に密接な連携の下、迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達し、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

交通施設の応急対策（震災編 P313、P532）

鉄道施設において、各事業者は、迅速な復旧作業を行うとともに早期の運転再開に努める。各道路管理者は、被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去等を行う。また、通行の危険な路線、区間については、所轄警察署等へ通報するとともに通行止めの措置を講ずる。港湾及び漁港施設、空港施設においては、各管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策（震災編 P315、P535）

県及び市町村は、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。河川・海岸の堤防及び護岸の破損等については、クラック等をビニールシートで覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

18. 要配慮者の安全確保

風水害等対策編 P298、震災編 P317、P505

県及び市町村は、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

災害を契機に要配慮者となった者に対する対策（風水害等対策編 P298、震災編 P317、P505）

■市町村が実施する要配慮者対策

市町村は、時間の経過に沿った各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うとともに、災害を契機に要配慮者となった者に対し、当該要配慮者の同意を得て、避難所等への移送、社会福祉施設等への緊急入所等の措置を取る。

また、発災後2～3日目からすべての避難所を対象とした要配慮者の把握調査を開始し、福祉サービスの提供を行う。

高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動（風水害等対策編 P299、震災編 P318、P506）

■市町村が実施する支援活動

市町村は、避難所や在宅の一般的な要配慮者対策に加え、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、生活必需品の配布や利用可能な施設・サービスに関する情報提供を行うとともに、ニーズを踏まえた必要な措置（ホームヘルパーの派遣、施設への緊急入所等）、福祉避難所の開設等多様な避難所の確保に努める。

この他、避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

児童・ひとり親家庭等に係る対策（風水害等対策編 P300、震災編 P319、P507）

市町村は、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、実態把握を行い、親族等への情報提供を行うとともに、ひとり親家庭を迅速に把握し、サービスの情報や手当給付に関する情報の提供に努める。

県は、親族による養育、児童福祉施設、里親への委託等の保護を行うとともに、要保護児童及びひとり親家庭に対して、実情に応じた資金の貸付、手当等の支給手続きを迅速に行う。

観光客及び外国人に係る対策（風水害等対策編 P300、震災編 P319、P507）

■観光客の安全確保

観光施設管理者は、観光客の的確な避難誘導を行い、安全確保に努める。県及び市町村は、孤立した観光客の救出、移送活動を関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に行う。

■外国人の安全確保

県及び市町村は、外国人に対して、やさしい日本語や外国語による多言語でのホームページ、メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料等の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

社会福祉施設等に係る対策（風水害等対策編 P301、震災編 P320、P508）

社会福祉施設等管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。県及び市町村は、個々の入居者・利用者のニーズに応じた受入先を確保し移送を援助する。また、保育所等は保護者へ連絡し、引き渡し場所の安全確保を行った上で児童を引き渡す。

19. 孤立地区対策

風水害等対策編 P302、震災編 P321

県及び市町村は、孤立が予想される地区について、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

孤立実態の把握（風水害等対策編 P302、震災編 P321）

県及び市町村は、通信手段が途絶した孤立地区においては、市町村から連絡をとり被害状況の把握を行うとともに、県防災ヘリコプターを出動させ、ヘリテレ映像で状況を把握する。

また、あらゆる方法の情報伝達手段の確保に努めるとともに、必要に応じ職員の派遣等人力による情報伝達も行う。

物資供給、救助の実施（風水害等対策編 P303、震災編 P322）

県及び市町村は、ヘリコプターを活用した迅速な救急・救助活動、食料品や生活必需品の輸送を実施するほか、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

道路の応急対策（風水害等対策編 P303、震災編 P322）

国、県、市町村は、道路の被災情報を速やかに収集・共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

20. 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

風水害等対策編 P304、震災編 P323、P494

県は、市町村、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市町村は避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

救援物資の管理体制（風水害等対策編 P305、震災編 P324、P495）

■救援物資の管理体制

災害対策本部事務局は、救援物資の一元的管理体制を確立する。関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

■救援物資の供給・輸送体制

県は、広域防災拠点の備蓄食料、飲料水等を活用し、被災県民に効果的に供給するとともに、協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者、輸送業者との連携により、必要な物資の確保に努める。

食料の確保及び供給（風水害等対策編 P307、震災編 P326、P496）

市町村は、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。ただし、被災市町村において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が協力して実施する。

■食料の供給

市町村は、被災者に対する食料配分にあたり、住民への事前周知による公平な配分や、要配慮者への優先配分、食料の衛生管理体制の確保等に留意する。

また、原則として発災後2日までは、県、市町村、住民の備蓄食料で対応し、3日目以降は業者からの調達や県外からの応援で対応する。

災害応急対策計画

■食料の輸送

県は、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を経由して市町村が選定する集積地等へ輸送する。

貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等へは、船舶、ヘリコプター、航空機等を利用する。



給水所の設置（出典：財団法人消防科学総合センター）

飲料水等の供給（風水害等対策編 P311、震災編 P330、P499）

市町村は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。被災市町村において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村、県等が実施する。

■給水の実施

市町村等は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、被害の程度等により臨機に対応する。最低給水量は、1人1日200を目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。

生活必需品等の供給（風水害等対策編 P313、震災編 P332、P502）

市町村は、迅速に生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。市町村において確保等が困難な場合、県は備蓄物資の放出、販売業者からの調達、関係機関への応援要請等を実施する。

なお、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。

21. 災害ボランティアの受入、支援

風水害等対策編 P316、震災編 P335

被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、県及び市町村は、関係機関※と連携して、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

※関係機関：日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等

災害ボランティアの受入、支援（風水害等対策編 P316、震災編 P335）

被災地では、市町村及び関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点を設ける。

また、県は、県災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア受け入れに関する総合調整、コーディネーター派遣の調整、情報提供窓口の開設等の業務を行う。

海外からの応援の受入（風水害等対策編 P317、震災編 P336）

県の意向を踏まえ国が受入計画を作成する。県は、国が作成する受入計画に基づき、海外からの支援を受け入れ、（公財）しまね国際センター等の協力を得て、活動が円滑にできるよう支援する。

22. 文教対策

風水害等対策編 P318、震災編 P337、P509

公立の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における幼児、児童及び生徒等の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財管理者は、防災計画・応急対策計画を整備し被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、学校等と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

災害応急対策計画

児童等の安全確認・施設被害状況確認（風水害等対策編 P318、震災編 P337、P509）

■最優先課題

学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児、小学校低学年児童、特別支援学校の児童等に対しては、避難の指示・避難誘導に特段の配慮を行う。

■災害発生時の対応

学校等は、児童の安全を確認し、当面児童等が取るべき行動を指示する。

■児童等の保護者への引き渡し

安全を確認した後、保護者等へ連絡し、通学路や引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。この際には、「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し万全を期する。

応急対策の実施（風水害等対策編 P319、震災編 P338、P510）

県及び市町村は、早急に所管する学校と連絡をとり、防災気象情報・通学路の状況等をもとに臨時休校などについて検討を行うとともに、被災状況の把握に努め、関係機関と連携をとり、必要な応急対策を講ずる。

また、学校等は、被害の状況により施設内の危険箇所への立ち入りを禁止するなど、二次被害の防止に努めるほか、建築技師などの派遣要請、臨時休校等の適切な措置をとる。

応急教育の実施（風水害等対策編 P320、震災編 P339、P511）

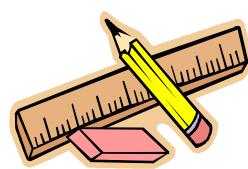
教育活動の再開に当たっては、登下校の安全確保に留意し、主として健康、安全教育及び生徒指導に重点をおいた指導を行う。特に、心のケアに十分配慮することが重要であり、スクールカウンセラーの派遣などの対策に努める。

また、避難所として学校施設を提供したため長期間使用できない場合、他の学校や公共施設等の確保を図り、早急の授業再開を期する。

学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置（風水害等対策編 P321、震災編 P340、P512）

市町村は、罹災により学用品を喪失又は毀損した小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、教科書（教材含む）、文房具及び通学用品を給与する。

また、被災により授業料等の支払いが困難と認められる者について、支払の延期、減額・免除等必要な措置を講じる。



文化財の保護（風水害等対策編 P322、震災編 P341）

県は、文化財が被災した場合、災害の拡大防止を図るため、応急修理や覆屋、防護柵の設置等の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。

23. 廃棄物等の処理

風水害等対策編 P323、震災編 P342、P514

市町村等は、災害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

廃棄物処理（風水害等対策編 P324、震災編 P343、P514）

市町村等は、災害廃棄物の発生量、処理量を勘案し、処理計画を作成する。

防疫・保健衛生対策上、腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬体制の確立を図る。

また、大量搬入により処理が困難となる場合を想定し、環境保全上支障が生じない仮置き場を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる。

災害応急対策計画

し尿処理（風水害等対策編 P325、震災編 P344、P515）

被災市町村等は、倒壊家屋等の汲取式便槽のし尿の速やかな収集運搬が行われるよう、し尿処理体制を確立する。

また、避難所等に仮設トイレを設置した場合、優先的に仮設トイレのし尿収集を行うとともに、水洗トイレが使用不能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。



応援協力体制の確保（風水害等対策編 P325、震災編 P344） 東日本大震災の被災地における仮設トイレ

（出典：財団法人消防科学総合センター）

被災市町村等は、被害状況を勘査し、県に対して近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

廃棄物処理機能の復旧（風水害等対策編 P326、震災編 P345）

被災市町村等は、廃棄物処理施設の被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。復旧に時間を要し、収集作業に影響を与える場合は県と協議のうえ、期間を定め他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

産業廃棄物の処理（風水害等対策編 P326、震災編 P345）

事業者の被災によって排出される廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理する。

24. 防疫・保健衛生、環境衛生対策 風水害等対策編 P327、震災編 P346、P513

災害発生時における被災地の防疫を迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

防疫活動（風水害等対策編 P327、震災編 P346、P513）

県、市町村は、動員計画等に基づき、検病調査、消毒指導、検査、患者搬送など適切な活動を行う。

保健活動（風水害等対策編 P328、震災編 P347、P513）

県、市町村は、必要に応じて避難所への救護所の設置、保健師による健康相談などにより、被災者の健康管理を行う。

精神保健活動（風水害等対策編 P328、震災編 P348、P514）

発生した災害の規模に応じ、精神保健福祉相談員や保健師等からなる災害派遣精神医療チーム（D P A T）を組織し、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施する。

県は、必要に応じて、国、被災地域外の医療機関、都道府県に対して、D P A T等の編成及び協力を求めるとともに、その活動に係る調整、活動場所の確保等を図る。

食品衛生指導（風水害等対策編 P329、震災編 P348）

県は、必要に応じ食品衛生指導班を編成・派遣し、被災地区に搬送される救援食品の情報の収集、輸送方法等の確認、臨時給食施設の把握及び衛生指導、備蓄食品及び救援食品の衛生指導等を行う。

環境衛生対策（風水害等対策編 P330、震災編 P349）

県は、必要に応じ環境衛生指導班を編成・派遣し、生活衛生関係事業者及び一般消費者等に対して、滞水期間の営業の自粛、使用水の衛生管理等について重点的に指導する。

また、被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずる

災害応急対策計画

動物愛護管理対策（風水害等対策編 P330、震災編 P349）

県は、関係団体と協力し、家庭動物の放逐による、負傷動物や放浪動物の保護、動物に係る相談の実施、動物の一時預かりを行う。

市町村は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導、助言等の必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。



25. 遺体対策

風水害等対策編 P331、震災編 P350、P516

市町村又は県は、災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について捜索及び収容を行い、身元が判明しない死者については埋・火葬を実施する。

遺体の捜索（風水害等対策編 P331、震災編 P350）

市町村長は、警察本部、消防本部等の協力のもと、遺体の捜索を実施する。

遺体の収容等（風水害等対策編 P331、震災編 P350）

市町村長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

県は、市町村から、納棺用及び葬祭用品等の確保について、協力要請があったときは、関係機関（島根県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）への要請など必要な措置を講じる。

遺体の検視等（風水害等対策編 P332、震災編 P351）

警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認を行う。

遺体の埋・火葬（風水害等対策編 P332、震災編 P351）

身元が判明しない遺体の埋・火葬は市町村長が実施し、収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

県は、市町村の要請があった場合、広域的な火葬の実施を支援する。

26. 住宅確保及び応急対策

風水害等対策編 P333、震災編 P352、P536

県、市町村は、住宅が災害による倒壊、火災、流失、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

応急住宅の提供（風水害等対策編 P333、震災編 P352、P536）

■方針

市町村及び県は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめ、公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、応急仮設住宅を建設し提供する。

応急仮設住宅建設の方針

実施主体	・市町村（災害救助法が適用された場合は、市町村の要請に基づき県が建設する）
建設用地	・できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して市町村が選定（被災者の交通手段の確保にも配慮）
構造	・鉄骨プレハブ造等
規模	・規模は入居世帯の人数に応じて定める ・要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮

災害応急対策計画

■応急仮設住宅の運営管理

市町村は、孤独死や引きこもりを防止するための心のケアへの対策、入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等、適切な運営管理を行う。

被災住宅の応急修理（風水害等対策編 P336、震災編 P355、P539）

市町村は、災害により住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。なお、応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

住宅関係障害物除去（風水害等対策編 P337、震災編 P356、P540）

市町村は、災害救助法に則って、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を行う。

災害復旧用材の確保（風水害等対策編 P337、震災編 P356、P540）

市町村が実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ（風水害等対策編 P337、震災編 P356、P540）

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

また、災害時に民間賃貸住宅借り上げを希望する市町村に対して、関係団体と連絡調整を行い、情報提供の支援を行う。

27. 農林漁業関係被害の拡大防止

風水害等対策編 P338

県、市町村、関係機関は、災害時における農林水産物等の被害拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防等の対策を実施する。

農産物、家畜対策（風水害等対策編 P338）

県、市町村、関係機関は、農作物被害、家畜関係被害の拡大防止のため、被害状況を把握し、病害虫防除対策、凍霜害防除対策、家畜の診療・防疫等の対策を実施する。

林産物対策（風水害等対策編 P340）

県、市町村は、治山、林道施設の被害状況を把握し、危険な場所は立ち入り禁止措置により応急処置をする。

水産関係対策（風水害等対策編 P340）

県、市町村、関係機関は、漁業施設等への被害について、迅速に情報交換を行い、応急対策の総合的な調整を図るとともに、連携して被害発生の防止を指導又は応急・復旧対策を講じる。

1. 災害復旧事業の実施

風水害等対策編 P342、震災編 P359、P542

災害復旧計画においては、被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、県、市町村及び防災関係機関は、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

また、被災前の地域の課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

災害復旧事業計画の作成（風水害等対策編 P342、震災編 P359、P542）

県及び市町村は、復旧・復興の基本方向を早急に検討し定める。復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。その際、女性及び要配慮者の参画を推進する。

災害復旧事業の実施（風水害等対策編 P343、震災編 P360、P543）

県、市町村及び防災関係機関は、被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

復興計画の作成（風水害等対策編 P344、震災編 P361、P543）

■復興計画の作成

県及び市町村は、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。

■防災まちづくり

県及び市町村は、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、計画段階で都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

また、復興計画の作成に際し、地域コミュニティの維持・回復に配慮するとともに、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。



被災市町村への支援（風水害等対策編 P345、震災編 P362）

県は、被災市町村からの相談に対応するとともに、被災市町村に対する行財政支援を行う。

2. 生活再建等支援対策の実施

風水害等対策編 P346、震災編 P363、P543

県及び市町村は、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

被災者の生活相談（風水害等対策編 P347、震災編 P364、P546）

県、市町村及び防災関係機関は、生活相談窓口を開設し、被災者の生活相談等に関する対策を行うとともに、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

被災者の被災状況の把握（風水害等対策編 P347、震災編 P364、P546）**■罹災証明書の交付**

県は、罹災証明書の交付について、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることがないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討等、被災市町村間の調整を図る。

市町村は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

■被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）（風水害等対策編 P348、震災編 P365、P547）

県は、即効性のある臨時的な雇用創出策と、中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

また、被災事業主に対する労働保険料納付の特別措置等を要請する。

義援金、義援品の受付、配分（風水害等対策編 P348、震災編 P365）

県、市町村、日本赤十字社島根県支部等関係機関は、義援金及び義援品を効率的に被災者に配分するため、その受付・保管、配分等について相互に協力する。

■義援金等の受付、配分

市町村は、義援金の受付体制を確立するとともに、受付に関する計画を樹立する。

義援金の配分は、県、日本赤十字社島根県支部、関係団体で構成される配分委員会を組織し、義援金の使用について定める。また、義援金の受付方法、配分基準をあらかじめ定めておく。

■義援品の受付、配分

県は、義援品は原則受け付けないが、被災者ニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。

市町村は、義援品の受付に関する計画を樹立し、受付体制を確立する。

生活資金及び事業資金の融資（風水害等対策編 P350、震災編 P367、P547）**■被災者個人への融資**

県、市町村、関係機関は、災害により被害を受けた世帯に対し、各制度に基づき、生活福祉資金、災害復興住宅融資、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

■被災中小企業への融資

県は、被災中小企業の再建促進のため、県中小企業制度融資、高度化資金貸付制度を活用した緊急融資や償還期間の延長等を行う。

■被災農林水産業関係者への融資等

県は、農林漁業の生産力の維持、経営の安定を図るため、天災資金、農業経営資金等の円滑な融資を図る。

郵便・電話等の支援措置（風水害等対策編 P351、震災編 P368）

日本郵便株式会社は、地方公共団体等あての救援物資を内容とする小包郵便物及び現金書留料金の免除、罹災者への簡易保険の保険金、貸付金等の支払い及び保険料の振り込みの猶予等を行う。

税等の徵収猶予、減免（風水害等対策編 P352、震災編 P369）

国、県、市町村は、被災した県民や事業者の自立復興を支援するため、県・国税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の徵収猶予及び減免、福祉施設の費用負担の減免等の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給（風水害等対策編 P353、震災編 P370、P549）

災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金について市町村が主体となり、条例に基づき実施する。

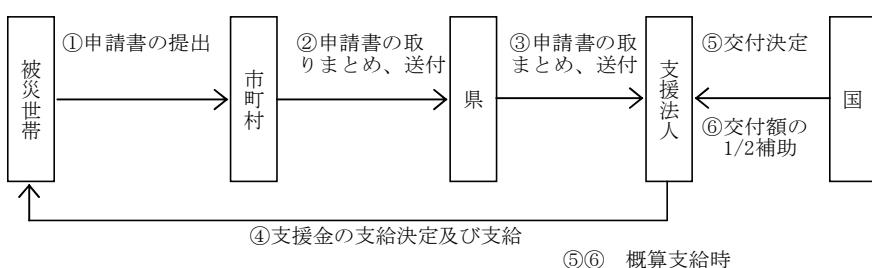
被災者生活再建支援法等に基づく支援（風水害等対策編 P353、震災編 P371、P549）

県は、被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

■ 支援金の支給

被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市町村等は良好な連絡体制を維持し、円滑な実施の徹底を図る。

支給事務の流れ



■ 県被災者生活再建支援補助金要綱に基づく支援

県は、被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、市町村が支援金を支給する場合、当該市町村に対し支援金の2分の1を交付する。

3. 激甚災害の指定

風水害等対策編 P357、震災編 P374

大規模災害時に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、県及び市町村は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

激甚災害指定手続（風水害等対策編 P357、震災編 P374）

大規模な災害が発生した場合、市町村長は県知事に査定事業費等を報告し、県知事は、所定の指定行政機関を通じ内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害に指定すべき災害かどうか判断する。

激甚災害指定基準（風水害等対策編 P358、震災編 P375）

国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

局地激甚災害指定基準（風水害等対策編 P360、震災編 P377）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するために基準を定めている。

特別財政援助等の申請手続等（風水害等対策編 P362、震災編 P379）

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出する。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するとともに、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きその他を実施する。

1. 流出油等事故対策計画

風水害等対策編 P365

災害予防（風水害等対策編 P365）

■油等防除実施体制の充実・強化

国及び県は、早い段階で、流出油等の種類、性状、量等の情報を正確に収集する必要があることから、デジタルカメラ等による写真の電送手段、画像伝送システム等を整備する。

また、県、市町村、国及び関係機関は、相互の緊密な連携が確保されるよう、役割分担、要請手続等についてあらかじめ協議し、迅速な対応ができるようにする。

■被害回復対策等の充実・強化

県は、風評被害について、事故発生後の調査結果と効果的に比較できるよう、県内水産物の市場における取扱数量・価格、各観光地の客数等の情報を収集し整理しておくとともに、漁業関係者、商工観光業関係者等が一体となって風評対策を実施できるよう、連携体制を確立しておく。

災害応急対策（風水害等対策編 P371）

■災害応急活動体制の確立

県は、海岸、河川敷等に流出油等が漂着し、被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合、災害の規模等に応じ、流出油等事故対策本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

■災害情報の収集・伝達

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、流出量、汚染域等を把握するとともに、周辺の地勢及び気象状況についても把握する。

■流出油等に対する応急対策

防災関係機関は、流出油等の回収活動を行い、法律に基づく廃棄物処理基準に従い適正に処理する。

県は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、漁業関係者、商工観光業関係者等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策方針を決定する。

また、補償対策を円滑に進めるため、関係各課で構成する補償対策部門を設置し、補償制度及び請求先の把握、油等の防除措置に係る経費の把握、補償請求方針の検討等を行う。

災害復旧対策（風水害等対策編 P394）

県及び市町村は、必要に応じ関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針を検討する。

また、流出油等防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、環境影響調査等を実施する。

2. 海難等事故災害対策計画

風水害等対策編 P395

災害予防（風水害等対策編 P395）

■海難等防止の推進

県及び国は、防波堤、航路等の整備を図ることにより、管轄海域及び本県の港湾・漁港内における海上・湖上交通の安全性の向上に努める。

事故災害等対策計画

■災害情報の収集・連絡体制の整備

県、国、防災関係機関は、大規模海難等事故の状況等を迅速かつ正確に収集するため、必要に応じ航空機、巡視船など多様な情報収集手段の活用体制を整備するとともに、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

■災害応急活動体制の整備

県、沿岸市町村、消防本部、国、防災関係機関は、それぞれの機関において、職員の非常参集体制の整備を図る。

■資機材の整備

県、沿岸市町村、沿岸消防本部は、捜索活動を実施するための船艇、ヘリコプター、救急車等応急措置に必要な資機材の整備に努める。

災害応急対策（風水害等対策編 P399）

■災害情報の収集・伝達

県は、市町村、消防本部、防災関係機関から総合防災情報システム、電話、FAX、防災ヘリコプター等多様な方法による情報収集に努める。

■災害応急活動体制の確立

県は、海難等事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、海難等事故対策本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

■海難等救助等及び消火活動

警察本部、消防本部、海上保安本部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、相互に連携して、速やかに捜索救助を実施する。

海上保安官所及び消防本部は、船舶火災が発生した場合、協定に基づき、消火活動を実施する。

■海上・湖上交通の確保

海上保安本部は、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ、航行の制限又は禁止等必要な交通規制を行う。

■災害広報の実施

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

3. 航空災害対策計画

風水害等対策編 P408

災害予防（風水害等対策編 P408）

■空港施設の安全管理

空港の設置者である県は、航空機の安全運行及び空港利用者の安全を確保するため、関係法令等に従い、空港を適切に管理する。

また空港の保安及び管理の基準に基づき、航空災害の防止を図るとともに、航空機の火災その他の事故に対処するために必要な消火設備及び救護設備を整える。

■災害情報の収集・連絡体制の整備

県は、航空機の墜落炎上等による大規模災害が発生した場合に、事故の状況等を迅速かつ正確に収集するため、無線機器等各種情報伝達機器の整備を図る。

■災害応急活動体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、航空機の墜落炎上等による大規模災害時に、効果的な応急対策を実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する。

また、県、航空事業者等は、初動体制および相互の連携を空港緊急計画として定める。

事故災害等対策計画

■資機材の整備

県は、法令等に従い、空港に必要な資機材を整備するとともに、事故に備えて整備する消防施設や備蓄資機材について、備蓄整備状況を消防本部に連絡し、消防及び医療機関の指導を受ける。

災害応急対策（風水害等対策編 P412）

■災害情報の収集・伝達

県は、市町村、消防本部、防災関係機関から総合防災情報システム、電話、FAX、防災ヘリコプター等多様な方法による情報収集に努める。

■災害応急活動体制の確立

県は、航空災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、航空災害対策本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

■救急・救助、医療救護、搜索及び消火活動

空港内で発生した場合は空港管理事務所が、空港周辺で発生した場合は消防本部が一次的に活動にあたるが、被災地不明の場合も含め、状況に応じた体制等を確立する。

■交通の確保

警察本部、海上保安本部、道路管理者等は緊急輸送を確保するため、交通規制を行う。交通規制実施者は、関係機関及び一般住民に周知する。

■災害広報等

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

4. 道路災害対策計画

風水害等対策編 P425

災害予防（風水害等対策編 P425）

■道路の安全確保

県では、通常時、夜間及び異常時の道路パトロールを実施し、道路施設の現状把握に努めるとともに、各道路管理者と連携を図り、一層の体制の整備を進める。

■災害応急・復旧体制の整備

各道路管理者相互における「中国地方道路情報連絡協議会」による連携のほか、協定の締結等を進め、応急・復旧活動において、確実に相互応援を図ることができるよう連携を強化していく。

■防災知識の普及・啓発及び防災訓練

道路管理者は、道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

災害応急対策（風水害等対策編 P430）

■災害情報の収集・伝達

各道路管理者は、「中国地方道路情報連絡協議会」における連絡体制に基づく、相互の情報交換等により被害規模等を把握する。

■災害応急活動体制の確立

県は、道路災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、道路災害本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

事故災害等対策計画

■救急・救助、医療救護及び消火活動

各道路管理者は、警察本部、市町村、消防本部等と連携し、迅速な救急・救助活動を実施する。

■交通の確保・緊急輸送活動

警察本部、道路管理者等は緊急輸送を確保するため、交通規制を行う。交通規制実施者は、関係機関及び一般住民に周知する。

■災害広報等

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

復旧事業（風水害等対策編 P436）

道路管理者は、物資、資材の調達計画等により、迅速かつ円滑に、被災道路施設の復旧事業を実施する。応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分確保できるような手段で設定する。

また、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的に広報等を行う。

5. 危険物等災害対策計画

風水害等対策編 P439

災害予防（風水害等対策編 P439）

■危険物等関係施設の安全性の確保

県及び消防本部は、災害対応の強化を図るため、危険物施設の実態把握に努めるとともに、関係法令に基づく保安検査・立入検査等により、災害に対する適正な保安管理を指導する。

■災害情報の収集・伝達体制の整備

県は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先の把握に努める。

また、電話、総合防災情報システムを利用するほか、防災ヘリによる情報収集を図る。

■災害応急活動体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立するとともに、危険物災害時の配備体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。

災害応急対策（風水害等対策編 P443）

■災害情報の収集・伝達

関係機関は、危険物等災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。伝達系統は、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行い、必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

■災害応急活動体制の確立

県は、危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、危険物等対策本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

■救急・救助、医療救護及び消火活動

各危険物等施設管理者は、県、警察本部、市町村、消防本部等と連携し、迅速な救急・救助活動を実施する。各消防本部は、迅速な消防体制を確立し、消防活動を実施する。

■災害広報等

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

6. 大規模火事災害対策

風水害等対策編 P451

災害予防（風水害等対策編 P451）

■災害応急・復旧体制の整備

市町村は、住民に対する火災警報等発令時の措置を周知徹底しておくとともに、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。



県及び警察本部のヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集・伝達体制の整備を推進する。

■救急・救助及び医療救護活動体制の整備

医療救護活動において、県、市町村、消防本部は、関係機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

県及び市町村は、大規模な火事災害に備え、消火栓、防火水槽の整備、自然水利の利用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

災害応急対策（風水害等対策編 P456）

■災害情報の収集・伝達

市町村は、火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を把握し県に連絡する。県は、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握する。

また、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

■災害応急活動体制の確立

県は、大規模な火事が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、大規模な火事対策本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

■消火活動

各消防本部は迅速に消防体制を確立するとともに、市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、協定等に基づき、消防機関による応援の要請をする。

■交通の確保・緊急輸送

警察本部、道路管理者等は緊急輸送を確保するため、交通規制を行う。交通規制実施者は、関係機関及び一般住民に周知する。

■避難誘導

市町村は、火災現場から風上、風横にある避難先を指定し、火災現場の風下に位置する住民から、特に要配慮者を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則として行う。

■災害広報等

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

7. 林野火災対策計画

風水害等対策編 P465

災害予防（風水害等対策編 P465）

■災害応急・復旧体制の整備

市町村は、住民に対する火災警報等発令時の措置を周知徹底しておくとともに、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

県及び警察本部のヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集・伝達体制の整備を推進する。

事故災害等対策計画

■救急・救助及び医療救護活動体制の整備

医療救護活動において、県、市町村、消防本部は、関係機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

県、警察本部、自衛隊及び消防本部は、連携してヘリコプターによる空中消火体制をとるが、活動をより積極的に推進するため、ヘリコプター、広域航空応援体制、空中消火用資機材等の整備に努める

災害応急対策（風水害等対策編 P470）

■災害情報の収集・伝達

市町村及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害、林野被害の状況を収集し県に連絡する。

県は、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握する。

■災害応急活動体制の確立

県は、林野火災の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、林野火災対策本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

■消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、自主防災組織等における初期消火活動への協力のための連絡調整に努める。

なお、自主防災組織等の消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮する。



■交通の確保・緊急輸送活動

警察本部、道路管理者等は緊急輸送を確保するため、交通規制を行う。交通規制実施者は、関係機関及び一般住民に周知する。

■避難誘導

市町村は、火災現場から風上、風横にある避難先を指定し、火災現場の風下に位置する住民から、特に要配慮者を優先し、車両等を使用せず徒步を原則として避難誘導を行う。

■災害広報等

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

8. 鉄道災害対策計画

風水害等対策編 P479

災害予防（風水害等対策編 P479）

■災害応急・復旧体制の整備

県は、鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、国土交通省、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。

また、県及び警察本部のヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集のほか、航空機・車両等による情報収集手段を整備する。

■救急・救助及び医療救護及び消化活動体制の整備

医療救護活動において、県、市町村、消防本部は、関係機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

事故災害等対策計画

災害応急対策（風水害等対策編 P482）

■災害情報の収集・伝達

鉄道事業者は速やかに国土交通省に事故情報の連絡を行う。県は、様々な手段により円滑な情報の伝達に努め、国土交通省から受け取った情報を速やかに関係市町村等へ連絡する。

■災害応急活動体制の確立

県は、鉄道災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、鉄道災害対策本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

■救急・救助、医療救護及び消化活動

各鉄道事業者は、警察本部、市町村、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

県は、防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、他の都道府県、消防本部等に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

■交通の確保・緊急輸送

警察本部、道路管理者等は緊急輸送を確保するため、交通規制を行う。交通規制実施者は、関係機関及び一般住民に周知する。

■災害広報等

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

9. 雪害対策計画

風水害等対策編 P491

災害予防（風水害等対策編 P491）

■雪害に強いまちづくり

積雪時における除雪について、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。

また、県・国・市町村の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画を作成する。

■災害応急・復旧体制の整備

関係機関相互において、夜間、休日等にも迅速かつ確実に対応できる情報収集・連絡体制の整備を図る。

また、県及び警察本部のヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集のほか、航空機・車両等による情報収集手段を整備する。

災害応急対策（風水害等対策編 P498）

■災害情報の収集・伝達及び通信の確保

市町村は、人的被害（行方不明者を含む）、建築物被害の状況を収集し県に連絡する。県は、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概略的な情報を把握する。

■災害応急活動体制の確立

県は、大雪警報が発表されたとき、警戒体制をとるとともに、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、雪害警戒本部若しくは災害対策本部を設置し、総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

事故災害等対策計画

■除雪の実施と雪崩災害の防止活動

県は、積雪による災害防止のため、「島根県雪害対策実施要領」に基づき除雪を実施するとともに、県内の主要な道路施設については、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。特に、集中的な大雪に対しては県及び市町村は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。



■交通の確保・緊急輸送

警察本部、道路管理者等は救援体制および緊急輸送を確保するため、交通規制を行うとともに、被害の状況、緊急度等を考慮し、除雪、応急復旧、輸送活動を行う。

10. ライフライン災害対策計画

風水害等対策編 P510

災害予防（風水害等対策編 P510）

■関係施設設備の安全性の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、上下水道、電気通信等関係施設の安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を勧める。

また、関連する法令、基準等に基づく巡視、点検等の実施による安全性を強化するとともに、緊急時の関係機関連絡・通報及び防災活動等の自主保安体制の確立を図る。

■災害発生時の情報の収集・伝達体制の整備

県は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先の把握に努める。

また、電話、総合防災情報システムを利用するほか、防災ヘリによる情報収集を図る。

■災害発生時の応急体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立するとともに、ライフライン施設等災害時の配備体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。

災害応急対策（風水害等対策編 P524）

■災害応急活動体制の確立

県、市町村、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

■災害広報の実施

県は、関係機関との情報交換を密にし、各種情報を収集・整理するとともに、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

卷末資料

風水害災害体制の基準

(風水害等対策編 P155)

体 制	基 準	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
警戒体制	1 県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く）	自動配備	自動配備 (大雨警報等が発表された市町村を所管する地区)	消防総務課、防災危機管理課、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備
災害警戒本部	1 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 (同 上)	風水害第1又は第2動員を配備※ ※ 原則第1動員体制を配備。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、災害警戒本部員へ通知する。
	2 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定する
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認められたとき	－	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害対策本部	1 県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	自動設置（特別警報が発表された市町村を所管する地区）	風水害第3動員を配備
	2 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置（大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	風水害第3動員を配備
	3 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定する
	4 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認められたとき	－	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

雪害災害体制の基準

(風水害編 P501)

体 制	基 準	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
警 戒 体 制	1 県内の地域で大雪警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備	自動配備 (大雪警報が発表された市町村を所管する地区)	消防総務課、防災危機管理課、道路維持課及び地方機関の指定された職員を配備
雪 害 警 戒 本 部	1 大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	雪害第1動員又は第2動員を配備 ^{*1}
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災 害 対 策 本 部	1 大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合	1 自動設置	1 自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	雪害第3動員を配備
	2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合	2 知事が決定し、設置する 3 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4 警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	2 知事が決定し、指示する	雪害第3動員を配備
		—	3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4 緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

地震災害体制の基準

(震災編 P168)

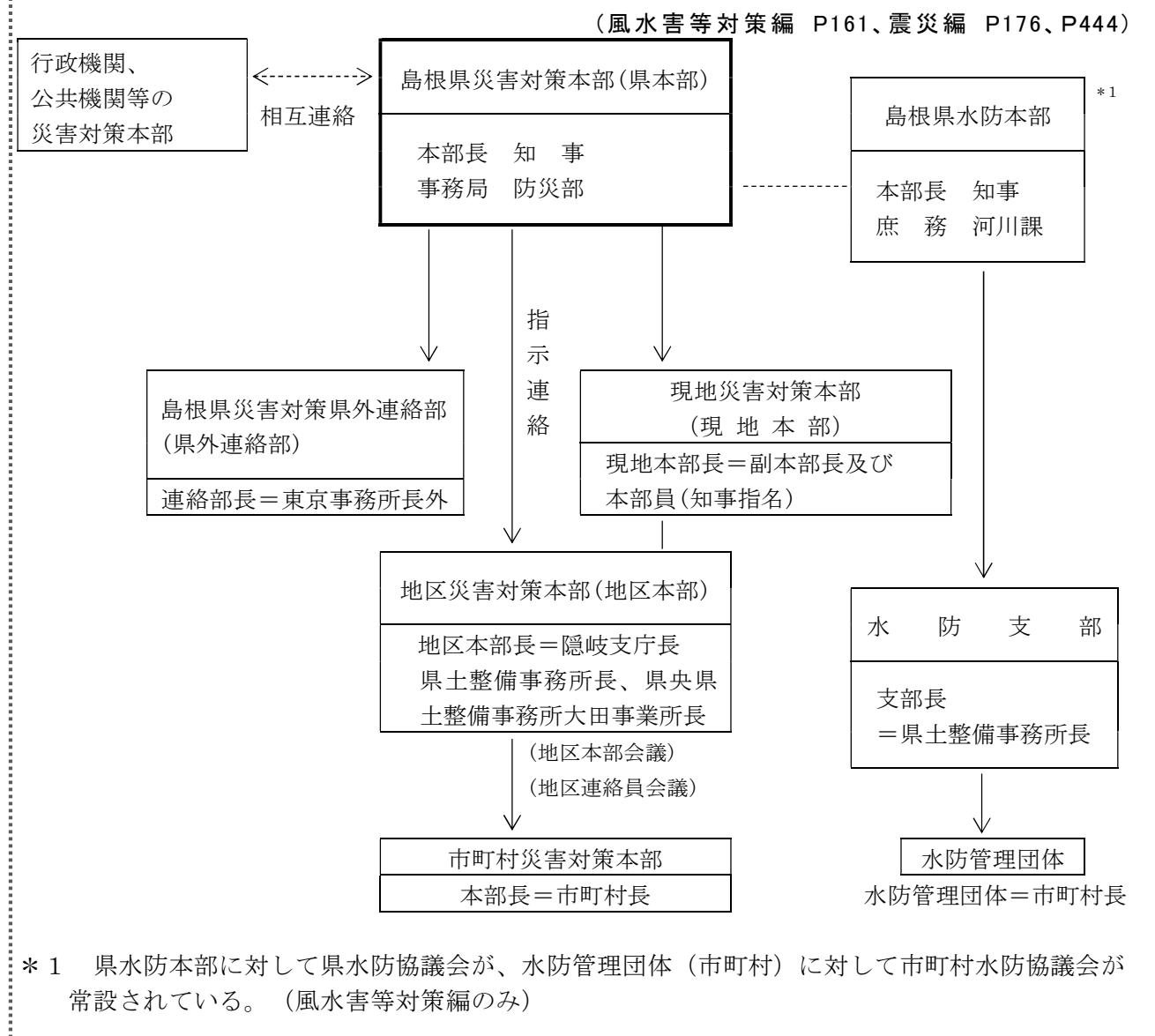
体 制	震 度 等	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
警戒体制	1 県内の地域で震度3の地震が観測されたとき	自動配備	配備なし	消防総務課及び防災危機管理課の指定された職員を配備
災害警戒本部	1 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第1動員を配備 (本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第2動員を配備 (本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	3 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定し、指示する (本庁及び地区警戒本部が設置された地区)
災害対策本部	1 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第3動員を配備 (本庁及び震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定し、指示する

津波災害体制の基準

(震災編 P441)

体 制	震 度 等	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第1動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第2動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
	2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき			津波災害第3動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

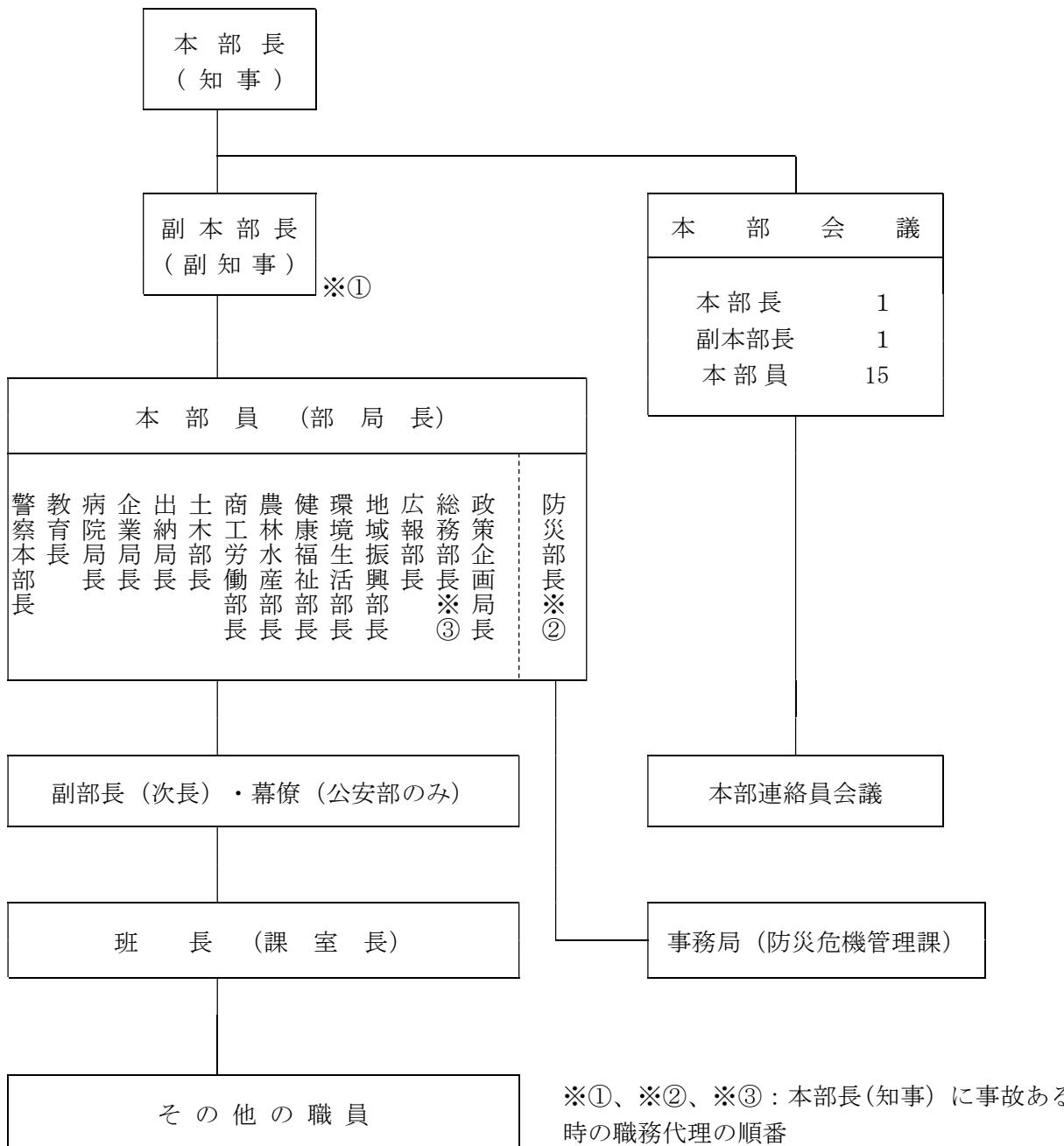
関係機関の組織の概要図



島根県災害対策本部組織図

(風水害等対策編 P162、震災編 P177、P445)

島根県災害対策本部（本庁）

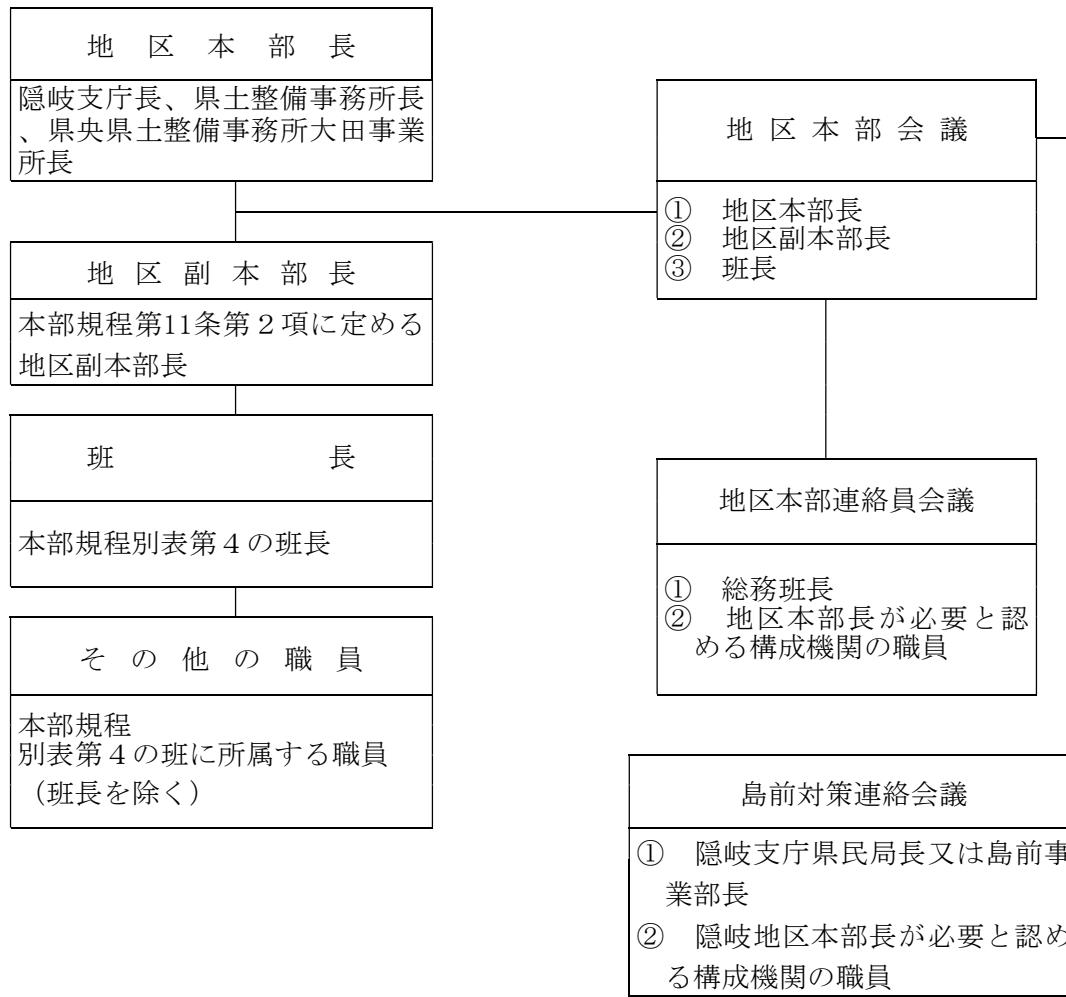


※①、※②、※③：本部長（知事）に事故ある時の職務代理の順番

島根県地区本部組織図

(風水害等対策編 P165、震災編 P179、P447)

島根県地区本部



島根県地域防災計画（風水害等対策編・震災編）概要版

平成31年3月

編集・発行 島根県防災部防災危機管理課
〒690-8501
島根県松江市殿町1
TEL 0852-22-5885
FAX 0852-22-5930
e-mail bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp